

安全保障理事会決議 2141 (2014)

2014年3月5日、安全保障理事会第7126回会合にて採択

安全保障理事会は、

諸決議 825 (1993)、1540 (2004)、1695 (2006)、1718 (2006)、1874 (2009)、1887 (2009)、1928 (2010)、1985 (2011)、2050 (2012)、2087 (2013)、2094 (2013) を含む安保理の従前の関連諸決議、並びに 2006年10月6日 (S/PRST/2006/41)、2009年9月13日 (S/PRST/2009/7) および 2012年4月16日 (S/PRST/2012/13) の安保理議長諸声明を想起し、

決議 1874 (2009) の第 26 項によって規定された任務を実行するため、委員会の指示の下、専門家パネルの、同項に基づく、創設を想起し、

決議 1874 (2009) の第 26 項に基づいて事務総長により任命された専門家パネルによる中間報告書および同パネルによる 2014年3月3日の最終報告書 (S/2014/147) を想起し、

制裁の一般的問題に関する事務総長の非公式作業部会の報告書 (S/2006/997) に含まれた制裁監視制度の報告書のための方法の基準を想起し、

議長ノート (S/2006/997) により規定された指針を念頭におきつつ、安全保障理事会補助機関課のための専門家名簿を拡大した改善するために事務局によりなされた取組を歓迎し、

その点について、決議 1874 (2009) の第 26 項に具体化された専門家パネルの職務権限に従った、信頼に足る、事実に基づいた、独立した評価、分析および勧告の重要性を強調し、

核、化学および生物兵器の拡散並びにその運搬手段が、国際の平和および安全に対する脅威を構成し続けていることを認定し、

国際連合憲章の第 7 章の第 41 条に基づいて行動して、

1. 決議 1874 (2009) の第 26 項で具体化されそして決議 2094 (2013) の第 29 項で修正された専門家パネルの職務権限を 2015 年 4 月 5 日まで延長することを決定し、遅くとも 2015 年 3 月 5 日までにその職務権限を見直しそして更なる延長に関する適切な措置を講じる安保理の意思を表明し、また事務総長に対し、この趣旨で必要な行政的措置を講じることを要請する。

2. 専門家パネルに対し、その活動に関する中間報告書を遅くとも 2014 年 8 月 5 日までに委員会に提供することを要請し、そして委員会との討議の後に、専門家パネルが 2014 年 9 月 5 日までにその中間報告書を安保理に提出することを更に要請し、そしてその見解および勧告と共に、遅くとも 2015 年 2 月 5 日までに委員会への最終報告書もまた要請し、そして委員会との討議の後に、専門家パネルが遅くとも 2015 年 3 月 5 日までにその最終報告書を安保理に提出することを更に要請する。

3. 専門家パネルに対し、パネルの再任命から遅くとも 30 日後までに、立案された活動計画を委員会に提供することを要請し、委員会に対し、この活動計画についての定期的な討議に関与することおよびその活動について同パネルと定期的に関与することを奨励し、そして専門家パネルに対し、この活動計画の何らかの最新情報を委員会に提供することを更に要請する。

4. 同パネルの活動に関心を持ち続ける安保理の意図を表明する。

5. 全ての国家、関連する国際連合機関および他の関心のある当事者に対し、決議 1718 (2006) に基づいて設立された委員会および専門家パネルと、とりわけ決議 1718 (2006)、決議 1874 (2009)、決議 2087 (2013) そして決議 2094 (2013) により課された措置の履行について、自らの意思で情報を提供することにより、十分に協力することを促す。

6. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。